

3 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調

(1) 全国計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	818,079	1	3	272,692
		(変電所・電気事業用)	1,909,128	2	3	1,272,754
第 2 項		(新線構築物)	1,306,843	3	4	980,132
		(新線立体交差化施設)	831,837	3	5	499,101
第 3 項		(ガス事業用資産)	15,386,912	1	3	5,128,970
		(農業協同組合等共同利用設備)	50,879,181	2	3	33,919,449
第 4 項		(外航船舶)	11,785,339	1	6	1,964,224
		(内航船舶)	16,314,986	1	3	5,438,328
第 5 項		(準外航船舶)	237,132,648	1	3	79,045,682
		(内航船舶)	111,233,137	2	3	74,155,448
第 6 項		(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	38,520,748	1	2	19,260,436
		(内航船舶)	38,058,343	1	6	6,343,059
第 7 項		(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	2,837,748	1	4	709,436
		(内航船舶)	291,786,932	1	2	145,887,253
第 8 項		(国際路線用航空機)	3,168,792	1	6	528,131
		(離島路線用航空機)	-	1	5	-
第 9 項		(小型離島航空機)	-	2	15	-
		(日本放送協会)	-	1	10	-
第 10 項		(日本原子力開発機構)	-	1	3	-
		(河川事業鉄軌道用資産)	-	2	3	-
第 11 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	182,193,773	1	2	91,096,500
		(青函・本四 鉄道施設)	20,217,672	1	3	6,739,310
第 12 項		(青函・本四 新線構築物)	12,496,853	2	3	8,331,213
		(青函・本四 新線立体交差化施設)	-	1	6	-
第 13 項		(青函・本四 変・送電用資産)	-	1	3	-
		(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-
第 14 項		(宇宙航空研究開発機構)	-	1	3	-
		(海洋研究開発機構)	-	1	8	-
第 15 項		(熱供給事業用資産)	-	1	10	-
		(水資源機構)	-	1	6	-
第 16 項		(特定地方交通線)	-	1	3	-
		(新線構築物)	9,856,976	1	3	3,285,655
第 17 項		(新線立体交差化施設)	2,479,880	2	3	1,653,252
		(特定地方交通線)	6,648,908	1	3	2,216,383
第 18 項		(特定地方交通線)	725,002	2	3	483,333
		(新線構築物)	70,648,697	1	3	23,549,560
第 19 項		(新線立体交差化施設)	16,174,411	2	3	10,782,933
		(特定地方交通線)	93,383,613	1	2	46,691,833
第 20 項		(特定地方交通線)	9,737,447	3	4	7,303,087
		(新線構築物)	1,138,764	1	4	284,691
第 21 項		(新線構築物)	-	1	12	-
		(新線立体交差化施設)	-	1	6	-
第 22 項		(新線構築物)	-	1	24	-
		(新線立体交差化施設)	-	1	12	-

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-
第	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	34,357,924	1	3	11,452,764	
	第 22 項 (科学技術振興機構)	1,533,733	2	3	1,022,406	
	第 24 項 (関西国際空港株)	10,032,983	1	2	5,016,485	
	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	73,477,676	1	2	36,738,839	
	第 26 項 (信用協同組合等)	-	1	4	-	
	第 27 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	1	2	-	
	第 28 項 (中部国際空港株)	579,024	3	5	347,398	
	第 29 項 (外国貿易用コンテナ)	2,981,111	3	4	2,235,833	
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	2,356,790	3	5	1,414,072	
	旧第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	28,010,572	1	2	14,005,286	
百	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	21,022,475	4	5	16,817,981	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	-	-	-	-	
	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	435,257	2	3	290,170	
四	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	174,789	4	5	139,830	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	4,192	1	2	2,096	
	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	-	1	3	-	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	133,720	1	3	44,573	
十	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	155,919	2	3	103,945	
	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	14,088	1	6	2,348	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	237,205	1	3	79,066	
九	旧第 29 項 (日本電気計器検定所)	102,259	1	6	17,043	
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	165,705	1	2	82,852	
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	27,461	1	3	9,154	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	9,784	1	6	1,631	
条	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	26,828	1	2	13,414	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	5,472	1	3	1,824	
	旧第 35 項 (有線放送電話業務用資産)	1,172	1	6	196	
の	旧第 36 項 (有線放送電話業務用資産)	57	1	2	29	
	旧第 37 項 (有線放送電話業務用資産)	810,157	1	3	270,049	
	旧第 38 項 (有線放送電話業務用資産)	51,090	1	6	8,513	
	旧第 39 項 (有線放送電話業務用資産)	735,559	1	2	367,716	
三	旧第 40 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	3	-	
	旧第 41 項 (有線放送電話業務用資産)	79	2	3	53	
	旧第 42 項 (有線放送電話業務用資産)	2,996	1	6	499	
	旧第 43 項 (有線放送電話業務用資産)	13,021	1	3	4,341	
	旧第 44 項 (有線放送電話業務用資産)	-	3	4	-	
	旧第 45 項 (有線放送電話業務用資産)	-	5	6	-	
三	旧第 46 項 (有線放送電話業務用資産)	682	1	3	227	
	旧第 47 項 (有線放送電話業務用資産)	27,383	1	6	4,564	
	旧第 48 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	2	-	
	旧第 49 項 (有線放送電話業務用資産)	178,997	1	6	29,833	
三	旧第 50 項 (有線放送電話業務用資産)	146,223	1	3	48,741	
	旧第 51 項 (有線放送電話業務用資産)	8,301	1	2	4,151	
	旧第 52 項 (有線放送電話業務用資産)	37,905	1	6	6,317	
		10,786	1	2	5,394	
		1,468	2	3	979	

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 1 項 (倉庫等)	148,993	1	2	74,497
		3,478,774	3	4	2,609,078
		-	5	6	-
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	-	7	8	-
		290,583,514	1	6	48,436,402
		150,948,469	1	3	50,315,737
		8,757,256	2	3	5,839,726
		54,536,154	1	2	27,267,982
		9,702,804	3	4	7,277,081
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	503,968	-	-	377,910
	第 3 項 (国内路線用航空機)	698,896	2	3	465,931
		-	2	5	-
	第 5 項 (沖縄電力(株) 変・送電用資産)	-	2	3	-
		-	2	9	-
		-	4	9	-
第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	-	2	5	-	
	-	1	2	-	
第 7 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	1,989	2	3	1,325	
	155,799	3	4	116,850	
第 8 項 (高度テレビジョン放送施設)	-	1	2	-	
	-	3	5	-	
	42,406,715	3	4	31,811,733	
	1,634,492	2	3	1,089,688	
	23,082,122	1	2	11,541,017	
第 9 項 (雨水貯留浸透施設)	2,404,629	4	5	1,923,707	
	24,857	1	2	12,428	
	50,195	2	3	33,463	
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3,918	-	-	2,612	
第 10 項 (低公害車燃料等供給施設)	676,742	2	3	451,162	
第 11 項 (国際船舶)	-	1	18	-	
	① (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	2	-
	② (新線構築物)	-	1	6	-
	-	1	3	-	
	③ (立体交差化施設)	-	1	12	-
	-	1	6	-	
	-	1	12	-	
第 12 項 (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-	
	-	1	3	-	
	-	5	12	-	
	-	3	8	-	
	-	5	12	-	
	-	3	8	-	
第 13 項 (鉄道車両安全向上設備)	-	3	8	-	
	-	3	10	-	
第 14 項 (低床車両)	1,655,879	1	2	827,937	
	120,569	1	4	30,142	
第 15 項 (新造車両)	1,485,349	1	3	495,117	
	177,128	1	4	44,282	
第 16 項 (新造車両)	425,823	1	3	141,940	
	6,737,671	1	2	3,368,836	
	4,421,715	2	3	2,947,811	
	-	3	5	-	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 16 項 (PFI 公共施設)	6,270,139	1	2	3,135,069	
	第 17 項 (都市利便施設)	1,380,085	1	2	690,042	
		91,331	3	5	54,798	
	第 18 項 (成田国際空港(株))	41,193,327	4	5	32,954,662	
	第 19 項 (国立大学校舎)	208,954	1	2	104,477	
	第 20 項 (スーパー中核港湾)	3,527,439	1	2	1,763,719	
附	第 21 項 (都市鉄道利便増進施設)	1,172,353	2	3	781,568	
	第 22 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	52,550,310	1	2	26,275,154	
		5,389,653	3	5	3,233,791	
	第 23 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	66,332,225	3	5	39,799,465	
	第 24 項 (鉄道事業再構築事業)	-	1	4	-	
	第 25 項 (バイオ燃料製造設備)	789,038	1	2	394,520	
	第 27 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	1,496,004	1	2	748,002	
	第 28 項 (特定特殊自動車)	662,725	3	5	397,636	
	則	第 29 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	-	1	2	-
			-	2	3	-
第 30 項 (津波対策に資する港湾施設等)		213,593	1	2	106,797	
第 32 項 (津波避難施設等)		-	1	2	-	
第 33 項 (移動等円滑化のための設備)		-	2	3	-	
第 34 項 (再生可能エネルギー発電設備)		44,405,003	2	3	29,603,232	
第		18,476,285	1	3	6,158,762	
	旧 第 3 項 (公害防止設備)	4,160,714	2	3	2,773,805	
		2,910,782	1	2	1,455,393	
		89,403	3	4	67,052	
	旧 第 5 項 (公共危害防止構築物)	1,314,979	1	3	438,324	
		330,359	1	2	165,180	
		313,340	3	5	188,003	
	旧 第 6 項 (公害防止優良更新施設)	595,479	1	2	297,743	
		822,365	2	3	548,242	
	旧 第 6 項 (緑化施設)	131,627	1	2	65,814	
-		1	3	-		
十	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	17,762,821	2	3	11,841,866	
		954,877	5	6	795,733	
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	2,583,623	2	3	1,722,371	
		696,448	2	3	464,297	
	旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	957,553	3	4	718,168	
		289,445	4	5	231,554	
五		227,158	5	6	189,298	
	旧第 12 項 (鉄道駅総合改善事業)	14,114,271	3	4	10,585,704	
	旧第 14 項 (旧国際電信電話(株))	-	3	5	-	
		-	1	2	-	
		-	4	5	-	
	旧第 15 項 (地方卸売市場)	-	3	4	-	
		-	1	2	-	
		200,407	2	3	133,605	
	条	旧第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	92,370	2	3	61,580
		旧第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	558,710	4	5	446,960
	1,626,022	4	5	1,300,816		

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条	旧第17項	① (立体交差化施設)	-	1	6	-
		② (旧交納付金法附則第19項)	-	-	-	-
		③ (旧交納付金法附則第20項)	-	-	-	-
	旧第18項 (家畜排せつ物管理施設)	2,467,964	2	3	1,645,311	
		253,895	3	4	190,422	
	旧第19項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	-	1	2	-	
	旧第20項 (水力発電施設の魚道)	-	2	3	-	
	旧第20項 (電気通信信頼性向上設備)	27,292,440	5	6	22,742,302	
		2,572,356	4	5	2,057,869	
	旧第20項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	83,560	1	3	27,853	
		-	2	3	-	
	旧第21項 (共同研究施設)	884,779	1	2	442,389	
		2,016	3	4	1,512	
	旧第26項 (バリアフリー化改良工事)	407,457	2	3	271,637	
	旧第28項 (障害発生防止電気通信設備)	823,501	5	6	686,243	
	旧第28項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	3	4	-	
	旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	-	-	-	-	
	旧第29項 (公共アプリ導入促進設備)	8,080	2	3	5,389	
		120,735	3	4	90,551	
	旧第31項 (牛処理衛生設備)	284,949	1	2	142,474	
旧第32項 (ICカードを利用するための機械)	304,292	4	5	243,436		
旧第34項 (事業用太陽光発電設備)	13,062,041	2	3	8,708,032		
旧第36項 (公共荷さばき施設)	-	1	2	-		
旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	1,115,008	1	2	557,503		
	8,181,049	1	4	2,045,263		
	1,036,350	3	4	777,261		
	4,472,554	4	5	3,578,038		
	12,333	2	3	8,222		
	597,143	2	3	398,095		
	-	2	3	-		
	-	1	4	-		
	-	1	4	-		
	-	1	4	-		
法 附 則 第 十 五 条 の 二 十 項	第1項 ① (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	3	-	
		3,084,109	1	2	1,542,053	
	三九 島 特 例 三 と 法 第 三 百 四 十 乗	① (三島特例)	-	1	6	-
		② (新線構築物)	-	1	3	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	12	-
		④ (新造車両)	-	1	6	-
		⑤ (新造車両)	-	1	4	-
		⑥ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	3	-
		⑦ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	12	-
		⑧ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	6	-
⑨ (青函・本四 新線構築物)	-	1	12	-		
⑩ (青函・本四 新線構築物)	-	1	36	-		
⑪ (青函・本四 新線構築物)	-	1	18	-		
⑫ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	72	-		
⑬ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	36	-		
⑭ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	16	-		
⑮ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	20	-		

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額			
法附則第十五条の二	第 2 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	-		
		⑪ (車庫構築物・立体交差化施設)	-	-			
		⑫ (雪崩・落石等対策設備)	-	-			
		⑬ (変・送電用資産)	-	-			
		① (承継特例)	51,515	3	5	30,914	
		② (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-	-	
		③ (三島特例)	-	3	10	-	
		④ (三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-	-	
		旧第2項 (基盤整備事業)	4,764	-	-	2,381	
		旧第2項 (三宅村特例)	-	1	2	-	
法附則第二十六条の二	第 5 項	旧第5項 (能登半島地震特例)	-	1	2	-	
		旧第7項 (新潟県中越沖地震特例)	22,762	1	2	11,381	
		旧第11項 (立体交差化施設)	-	1	3	-	
		旧第14項 (新潟県中越地震特例)	481	1	2	241	
法附則第二十六条の三	第 12 項	第12項 (東日本大震災・津波被災)	133,577,406	1	2	66,788,538	
		第15項 (東日本大震災・居住困難区域)	617,397	1	2	308,698	
法附則第五十六条の二	第 4 項	第3項 法附則第五十六条との連乗	② (被災代替鉄道施設等)	10,979	1	3	3,660
		① (被災特定地方交通線)	-	1	4	-	
		② (新線構築物)	-	1	12	-	
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	6	-	
		④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-	
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-	
		-	-	1	24	-	
		-	-	1	6	-	
		-	-	5	24	-	
		-	-	3	20	-	
合 計		2,526,611,044	-	-	1,159,918,721		

(2) 大都市計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	10,993	1	3	3,664
			1,525	2	3	1,016
	第 2 項	(変電所・電気事業用)	-	3	4	-
			-	3	5	-
	第 3 項	(新線構築物)	10,801,168	1	3	3,600,389
			27,777,519	2	3	18,518,345
	第 4 項	(新線立体交差化施設)	6,511,462	1	6	1,085,244
			-	1	3	-
	第 5 項	(ガス事業用資産)	48,116,070	1	3	16,038,680
			23,949,454	2	3	15,966,294
	第 6 項	(農業協同組合等共同利用設備)	1,297,732	1	2	648,866
			776,204	1	6	129,366
	第 7 項	(外航船舶)	45	1	4	11
		(内航船舶)	68,485,057	1	2	34,242,498
	第 8 項	(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	-	1	6	-
			-	1	5	-
	第 9 項	(国際路線用航空機)	-	2	15	-
			-	1	10	-
	第 10 項	(離島路線用航空機)	-	1	3	-
		(小型離島航空機)	-	2	3	-
第 11 項	(日本放送協会)	78,438,722	1	2	39,219,353	
		43,334	1	3	14,443	
第 12 項	(日本原子力開発機構)	4,540	2	3	3,026	
		-	1	6	-	
第 13 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	3	-	
		-	1	6	-	
第 14 項	①(青函・本四 鉄道施設)	-	1	6	-	
	②(青函・本四 新線構築物)	-	1	18	-	
第 15 項	③(青函・本四 新線立体交差化施設)	-	1	9	-	
	④(青函・本四 変・送電用資産)	-	1	36	-	
第 16 項		-	1	18	-	
		-	1	8	-	
第 17 項	(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	10	-	
		-	1	6	-	
第 18 項		-	2	3	-	
		-	5	3	-	
第 19 項	(宇宙航空研究開発機構)	192,969	1	3	64,323	
		6,671	2	3	4,447	
第 20 項	(海洋研究開発機構)	938,068	1	3	312,688	
		82,347	2	3	54,897	
第 21 項	(熱供給事業用資産)	65,546,412	1	3	21,848,803	
		11,640,655	2	3	7,760,429	
第 22 項	(水資源機構)	7,518	1	2	3,759	
		-	3	4	-	
第 23 項	①(特定地方交通線)	-	1	4	-	
	②(新線構築物)	-	1	12	-	
第 24 項	③(新線立体交差化施設)	-	1	6	-	
		-	1	24	-	
		-	1	12	-	

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-
第	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9,869,327	-	1	6	-
	第 22 項 (科学技術振興機構)	352,291	-	5	24	-
	第 24 項 (関西国際空港株)	4,872,954	-	3	16	-
	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	-	-	3	20	-
	第 26 項 (信用協同組合等)	320,388	1	3	3,289,771	
	第 27 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	1,921,653	2	3	234,861	
	第 28 項 (中部国際空港株)	2,341,479	1	2	2,436,475	
	第 29 項 (外国貿易用コンテナ)	-	1	2	-	
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	-	1	4	-	
	旧第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	358,898	1	2	-	
三	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	102,333	3	5	192,215	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	3,368	3	4	1,441,239	
	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	122,965	3	5	1,404,885	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	145,063	1	2	-	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	6,986	1	2	-	
	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	168,997	4	5	16,526,228	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	83,173	2	3	239,265	
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	128,471	4	5	81,866	
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	92	1	2	1,684	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	5,472	1	3	-	
百	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	145,063	1	3	40,988	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	168,997	2	3	96,708	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	83,173	1	6	1,164	
	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	128,471	1	3	56,330	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	92	1	6	13,863	
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	5,472	1	2	64,235	
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	1,172	1	3	-	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	57	1	6	-	
	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	238,499	1	2	46	
	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	10,478	1	3	1,824	
十	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	145,063	1	6	196	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	168,997	1	2	29	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	83,173	1	3	79,499	
	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	128,471	1	6	1,745	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	92	1	2	67,772	
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	5,472	1	3	-	
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	1,172	2	3	-	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	57	1	6	133	
	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	238,499	1	3	513	
	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	10,478	3	4	-	
九	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	145,063	5	6	-	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	168,997	1	3	-	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	83,173	1	6	-	
	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	128,471	1	2	-	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	92	1	6	-	
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	5,472	1	3	-	
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	1,172	1	6	-	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	57	1	2	-	
	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	238,499	1	6	-	
	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	10,478	1	3	-	
条	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	145,063	1	2	4,151	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	168,997	1	6	-	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	83,173	1	2	-	
	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	128,471	1	6	-	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	92	1	2	-	
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	5,472	1	3	-	
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	1,172	1	6	-	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	57	1	2	-	
	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	238,499	1	6	-	
	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	10,478	1	3	-	
三	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	8,301	1	2	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	2	-	
		-	2	3	-	

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項 (倉庫等)	146,283	1	2	73,141	
		1,620,431	3	4	1,215,322	
		-	5	6	-	
		-	7	8	-	
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	59,292,991	1	6	9,882,123	
		35,660,613	1	3	11,886,852	
		1,730,528	2	3	1,153,666	
		15,155,315	1	2	7,577,656	
		1,437,377	3	4	1,078,032	
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	16,254	-	-	12,191	
	第 3 項 (国内路線用航空機)	671,412	2	3	447,608	
-		2	5	-		
附	(沖縄電力(株))	-	2	3	-	
	第 5 項 (沖縄電力(株) 変・送電用資産)	-	2	9	-	
		-	4	9	-	
則	第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	-	2	5	-	
		-	1	2	-	
	第 7 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	143,278	2	3	-	
	-	3	4	107,459		
	第 8 項 (高度テレビジョン放送施設)	18,784,922	1	2	-	
		187,743	3	5	-	
		657,057	2	3	14,095,249	
	第 9 項 (雨水貯留浸透施設)	1,448,782	1	2	125,160	
		-	4	5	328,521	
		-	1	2	1,159,028	
13,757		1	2	-		
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		-	2	3	9,172	
第 10 項 (低公害車燃料等供給施設)	466,097	-	-	-		
十	第 11 項 (国際船舶)	-	2	3	310,731	
	① (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	18	-	
		-	1	2	-	
		-	1	6	-	
		-	1	3	-	
		-	1	12	-	
		-	1	6	-	
	第 12 項	② (新線構築物)	-	1	3	-
		③ (立体交差化施設)	-	1	12	-
		④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-
-			1	3	-	
五	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	5	12	-	
		-	3	8	-	
	⑥ (変・送電用資産)	-	5	12	-	
		-	3	8	-	
条	第 13 項 (鉄道車両安全向上設備)	774,483	3	10	-	
		81,186	1	2	387,241	
	820,755	1	4	20,296		
	-	1	3	273,585		
	第 14 項 (低床車両)	214,453	1	4	-	
第 15 項 (新造車両)	6,267,725	1	3	71,484		
	4,421,715	1	2	3,133,863		
	-	2	3	2,947,811		
		-	3	5	-	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 16 項 (PFI 公共施設)	2,007,644	1	2	1,003,822	
	第 17 項 (都市利便施設)	1,380,085	1	2	690,042	
		91,331	3	5	54,798	
	第 18 項 (成田国際空港(株))	-	4	5	-	
	第 19 項 (国立大学校舎)	208,954	1	2	104,477	
	第 20 項 (スーパー中核港湾)	3,527,439	1	2	1,763,719	
附	第 21 項 (都市鉄道利便増進施設)	1,172,353	2	3	781,568	
	第 22 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	43,891,685	1	2	21,945,841	
		5,389,653	3	5	3,233,791	
	第 23 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	30,322,455	3	5	18,193,465	
	第 24 項 (鉄道事業再構築事業)	-	1	4	-	
	第 25 項 (バイオ燃料製造設備)	819	1	2	410	
	第 27 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	1,496,004	1	2	748,002	
	第 28 項 (特定特殊自動車)	51,585	3	5	30,952	
	則	第 29 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	-	1	2	-
		-	2	3	-	
第 30 項 (津波対策に資する港湾施設等)		213,593	1	2	106,797	
第 32 項 (津波避難施設等)		-	1	2	-	
第	第 33 項 (移動等円滑化のための設備)	-	2	3	-	
	第 34 項 (再生可能エネルギー発電設備)	3,804,899	2	3	2,536,597	
	旧 第 3 項 (公害防止設備)	1,851,640	1	3	617,213	
		1,592,955	2	3	1,061,968	
	-	190,739	1	2	95,371	
	-	-	3	4	-	
	旧 第 5 項 (公共危害防止構築物)	192,699	1	3	64,233	
		54,144	1	2	27,072	
	44,462	3	5	26,676		
	旧 第 6 項 (公害防止優良更新施設)	104,598	1	2	52,299	
		70,078	2	3	46,719	
	旧 第 6 項 (緑化施設)	85,031	1	2	42,516	
		-	1	3	-	
	十	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	3,956,432	2	3	2,637,616
8,315		5	6	6,928		
旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	1,362,356	2	3	908,236		
	189,350	2	3	126,233		
旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	437,350	3	4	328,011		
	142,304	4	5	113,842		
五	旧 第 12 項 (鉄道駅総合改善事業)	10,241	5	6	8,533	
	旧第 12 項 (鉄道駅総合改善事業)	13,375,018	3	4	10,031,264	
	旧第 14 項 (旧国際電信電話(株))	-	3	5	-	
	-	1	2	-		
条	-	-	4	5	-	
	旧第 15 項 (地方卸売市場)	-	3	4	-	
	-	-	1	2	-	
	-	-	2	3	-	
	旧第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	45,808	2	3	30,538	
	旧第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	378,650	4	5	302,917	
	337,337	4	5	269,869		

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条	旧第17項	① (立体交差化施設)	-	1	6	-
		② (旧交納付金法附則第19項)	-	-	-	-
		③ (旧交納付金法附則第20項)	-	-	-	-
	旧第18項 (家畜排せつ物管理施設)	-	2	3	-	
	旧第19項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	-	3	4	-	
	旧第20項 (水力発電施設の魚道)	-	1	2	-	
	旧第20項 (電気通信信頼性向上設備)	10,759,695	2	3	-	
	旧第20項 (電気通信信頼性向上設備)	775,448	5	6	8,966,066	
	旧第20項 (電気通信信頼性向上設備)	83,560	4	5	620,354	
	旧第20項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	-	1	3	27,853	
	旧第20項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	-	2	3	-	
	旧第21項 (共同研究施設)	884,779	1	2	442,389	
	旧第26項 (バリアフリー化改良工事)	-	3	4	-	
	旧第28項 (障害発生防止電気通信設備)	50,594	2	3	33,729	
	旧第28項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	5	6	-	
	旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	-	3	4	-	
	旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	-	-	-	-	
	旧第29項 (公共アプリ導入促進設備)	3,400	2	3	2,266	
	旧第31項 (牛処理衛生設備)	-	3	4	-	
	旧第31項 (牛処理衛生設備)	-	1	2	-	
旧第32項 (ICカードを利用するための機械)	222,222	4	5	177,780		
旧第34項 (事業用太陽光発電設備)	2,624,006	2	3	1,749,334		
旧第36項 (公共荷さばき施設)	-	1	2	-		
旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	81,604	1	2	40,802		
旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	-	1	4	-		
旧第37項 (次世代通信網構築設備)	13,805	3	4	10,354		
旧第37項 (次世代通信網構築設備)	1,830,392	4	5	1,464,309		
旧第39項 (テレワーク電気通信設備)	4,498	2	3	2,999		
旧第45項 (地下駅火災対策)	597,143	2	3	398,095		
旧第46項 (地下浸水対策)	-	2	3	-		
旧第54項 (鉄道再生事業)	-	1	4	-		
第1項 ① (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	3	-		
法附則第十五条の二 項	① (三島特例)	28,056	1	2	14,028	
三九島特例三と法第百四連十乗	② (新線構築物)	-	1	6	-	
		-	1	3	-	
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	12	-
		-	1	6	-	
		④ (新造車両)	-	1	4	-
		-	1	3	-	
		⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	12	-
		-	1	6	-	
		⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	12	-
⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	36	-		
⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	18	-		
-	-	1	72	-		
⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	36	-		
-	-	1	16	-		
-	-	1	20	-		

(その6) (単位:千円)

区 分			決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額	
法附則第十五条の二	第 2 項	三島特例と法第二百四十二條の三各項との連乗	⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1 6	-
			-	1 3	-	
			-	1 12	-	
			-	5 12	-	
			-	1 6	-	
			-	3 8	-	
			-	5 12	-	
			-	3 10	-	
			-	3 8	-	
			-	3 8	-	
法五附則第十三	第 1 項	承継と納法の特三旧付と乗	① (承継特例)	11,372	3 5	6,823
			② (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-
			③ (三島特例)	-	3 10	-
			④ (三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-
旧法附則第二	第 2 項	三島特例	(基盤整備事業)	215	-	107
			(三宅村特例)	-	1 2	-
旧法附則第二	第 5 項	三島特例	(能登半島地震特例)	-	1 2	-
			(新潟県中越沖地震特例)	-	1 2	-
			(立体交差化施設)	-	1 3	-
			(新潟県中越地震特例)	-	1 2	-
法附則第五十六條	第 12 項	三島特例	(東日本大震災・津波被災)	14,709,479	1 2	7,354,739
			(東日本大震災・居住困難区域)	2,050	1 2	1,025
法附則第五十六條の二	第 4 項	第3項法附則第五十六條との連乗	② (被災代替鉄道施設等)	-	1 3	-
			① (被災特定地方交通線)	-	1 4	-
			② (新線構築物)	-	1 12	-
			-	1 6	-	
			③ (新線立体交差化施設)	-	1 24	-
			-	1 12	-	
			-	1 24	-	
			-	1 6	-	
			-	5 24	-	
			-	3 20	-	
合 計			687,170,028	-	331,399,804	

(3) 都市計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	356,782	1	3	118,927
		(変電所・電気事業用)	1,548,817	2	3	1,032,546
	第 2 項	(新線構築物)	1,223,515	3	4	917,636
		(新線立体交差化施設)	829,102	3	5	497,460
	第 3 項	(ガス事業用資産)	4,585,744	1	3	1,528,581
		(農業協同組合等共同利用設備)	23,101,662	2	3	15,401,104
	第 4 項	(外航船舶)	2,454	1	6	409
		(内航船舶)	16,314,986	1	3	5,438,328
	第 5 項	(準外航船舶)	183,439,286	1	3	61,147,815
		(内航船舶)	84,403,877	2	3	56,269,201
	第 6 項	(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	21,880,967	1	2	10,940,559
		(内航船舶)	30,999,855	1	6	5,166,646
	第 7 項	(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	1,285,258	1	4	321,314
		(内航船舶)	180,901,830	1	2	90,451,006
	第 8 項	(国際路線用航空機)	2,999,524	1	6	499,920
		(離島路線用航空機)	-	1	5	-
	第 9 項	(小型離島航空機)	-	2	15	-
		(日本放送協会)	-	1	10	-
	第 10 項	(日本原子力開発機構)	-	1	3	-
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	2	3	-
第 11 項	(日本原子力開発機構)	81,298,231	1	2	40,648,759	
	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	1,616,782	1	3	539,026	
第 12 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	615,721	2	3	410,478	
	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-	
第 13 項	① (青函・本四 鉄道施設)	-	1	3	-	
	② (青函・本四 新線構築物)	-	1	6	-	
第 14 項	③ (青函・本四 新線立体交差化施設)	-	1	18	-	
	④ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	9	-	
第 15 項	(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	36	-	
	(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	18	-	
第 16 項	(宇宙航空研究開発機構)	-	1	8	-	
	(宇宙航空研究開発機構)	-	1	10	-	
第 17 項	(宇宙航空研究開発機構)	-	1	6	-	
	(宇宙航空研究開発機構)	4,222,837	2	3	1,407,610	
第 18 項	(海洋研究開発機構)	901,072	2	3	600,716	
	(海洋研究開発機構)	5,710,840	1	3	1,903,695	
第 19 項	(熱供給事業用資産)	642,655	2	3	428,436	
	(水資源機構)	3,243,993	1	3	1,081,327	
第 20 項	(特定地方交通線)	4,503,638	2	3	3,002,426	
	(新線構築物)	56,555,140	1	2	28,277,598	
第 21 項	(新線立体交差化施設)	9,622,293	3	4	7,216,721	
	(新線立体交差化施設)	1,138,764	1	4	284,691	
第 22 項	(新線構築物)	-	1	12	-	
	(新線立体交差化施設)	-	1	6	-	
第 23 項	(新線構築物)	-	1	6	-	
	(新線立体交差化施設)	-	1	24	-	
第 24 項	(新線構築物)	-	1	12	-	
	(新線立体交差化施設)	-	1	12	-	

(その2) (単位: 千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-
第	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	21,862,059	1	3	7,287,481	
	第 22 項 (科学技術振興機構)	968,360	2	3	645,491	
	第 24 項 (関西国際空港株)	4,760,517	1	2	2,380,255	
	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	45,523,315	1	2	22,761,658	
	第 26 項 (信用協同組合等)	-	1	4	-	
	第 27 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	1	2	-	
	第 28 項 (中部国際空港株)	230,678	3	5	138,407	
	第 29 項 (外国貿易用コンテナ)	1,059,458	3	4	794,594	
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	15,311	3	5	9,187	
	旧第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	28,010,572	1	2	14,005,286	
百	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	364,691	4	5	291,753	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	-	-	-	-	
	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	52,695	2	3	35,129	
四	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	68,176	4	5	54,540	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	824	1	2	412	
	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	-	1	3	-	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	10,755	1	3	3,585	
十	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	10,856	2	3	7,237	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	7,102	1	6	1,184	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	57,028	1	3	19,010	
	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	16,463	1	6	2,743	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	32,553	1	2	16,276	
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	27,461	1	3	9,154	
九	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	9,784	1	6	1,631	
	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	26,736	1	2	13,368	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	-	1	3	-	
条	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	-	1	6	-	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	-	1	2	-	
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	521,259	1	3	173,751	
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	37,726	1	6	6,288	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	557,632	1	2	278,752	
	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	-	1	3	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	79	2	3	53	
の	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	2,197	1	6	366	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	11,483	1	3	3,828	
	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	-	3	4	-	
	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	-	5	6	-	
三	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	-	1	3	-	
	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	2,220	1	6	370	
	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	-	1	2	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	178,997	1	6	29,833	
三	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	146,223	1	3	48,741	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	2	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	34,653	1	6	5,775	
		1,284	1	2	642	
		1,468	2	3	979	

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 1 項 (倉庫等)	85	1	2	43
		1,689,040	3	4	1,266,780
		-	5	6	-
		-	7	8	-
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	202,620,195	1	6	33,776,160
		102,928,790	1	3	34,309,225
		6,604,320	2	3	4,404,455
		25,769,950	1	2	12,884,964
		7,245,210	3	4	5,433,886
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	481,264	-	-	360,881
	第 3 項 (国内路線用航空機)	16,235	2	3	10,823
-		2	5	-	
第 5 項 (沖縄電力(株) 変・送電用資産)	-	2	3	-	
	-	2	9	-	
	-	4	9	-	
第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1,989	2	3	1,325	
	12,521	3	4	9,391	
第 7 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	-	1	2	-	
	-	3	5	-	
第 8 項 (高度テレビジョン放送施設)	17,377,582	3	4	13,033,324	
	1,042,805	2	3	695,197	
	6,364,297	1	2	3,182,151	
第 9 項 (雨水貯留浸透施設)	793,063	4	5	634,449	
	24,857	1	2	12,428	
	36,438	2	3	24,291	
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3,918	-	-	2,612	
第 10 項 (低公害車燃料等供給施設)	204,951	2	3	136,636	
第 11 項 (国際船舶)	-	1	18	-	
	① (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	2	-
	② (新線構築物)	-	1	6	-
	-	1	3	-	
	③ (立体交差化施設)	-	1	12	-
	-	1	6	-	
	-	1	12	-	
第 12 項 (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-	
	-	1	3	-	
	-	5	12	-	
	-	3	8	-	
	-	5	12	-	
	-	3	8	-	
第 13 項 (鉄道車両安全向上設備)	881,396	1	2	440,696	
	39,383	1	4	9,846	
第 14 項 (低床車両)	664,594	1	3	221,532	
	177,128	1	4	44,282	
第 15 項 (新造車両)	211,370	1	3	70,456	
	468,601	1	2	234,300	
	-	2	3	-	
	-	3	5	-	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 16 項 (PFI 公共施設)	4,202,293	1	2	2,101,146
	第 17 項 (都市利便施設)	-	1	2	-
	第 18 項 (成田国際空港(株))	-	3	5	-
	第 19 項 (国立大学校舎)	40,222,253	4	5	32,177,803
	第 20 項 (スーパー中核港湾)	-	1	2	-
	第 21 項 (都市鉄道利便増進施設)	-	1	2	-
附	第 22 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	7,084,884	2	3	-
	第 23 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	-	1	2	3,542,442
	第 24 項 (鉄道事業再構築事業)	30,955,553	3	5	18,573,428
	第 25 項 (バイオ燃料製造設備)	-	1	4	-
	第 27 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	663,669	1	2	331,835
	第 28 項 (特定特殊自動車)	-	1	2	-
	第 29 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	574,020	3	5	344,412
	第 30 項 (津波対策に資する港湾施設等)	-	1	2	-
	第 32 項 (津波避難施設等)	-	2	3	-
	第 33 項 (移動等円滑化のための設備)	-	1	2	-
第	第 34 項 (再生可能エネルギー発電設備)	36,302,213	2	3	24,201,468
	旧 第 3 項 (公害防止設備)	14,787,930	1	3	4,929,312
		2,559,230	2	3	1,706,151
		2,551,006	1	2	1,275,503
		89,403	3	4	67,052
	旧 第 5 項 (公共危害防止構築物)	910,768	1	3	303,588
		271,842	1	2	135,922
		157,173	3	5	94,304
	旧 第 6 項 (公害防止優良更新施設)	484,869	1	2	242,438
		752,287	2	3	501,523
	旧 第 6 項 (緑化施設)	46,596	1	2	23,298
		-	1	3	-
	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	13,332,438	2	3	8,888,283
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	946,294	5	6	788,582
	1,221,267	2	3	814,135	
	494,578	2	3	329,718	
旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	361,653	3	4	271,243	
	134,628	4	5	107,701	
	216,917	5	6	180,765	
五	旧第 12 項 (鉄道駅総合改善事業)	739,253	3	4	554,440
	旧第 14 項 (旧国際電信電話(株))	-	3	5	-
		-	1	2	-
		-	4	5	-
	旧第 15 項 (地方卸売市場)	-	3	4	-
		-	1	2	-
		200,407	2	3	133,605
条	旧第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	45,694	2	3	30,464
	旧第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	140,533	4	5	112,422
		1,049,215	4	5	839,371

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条	旧第17項	① (立体交差化施設)	-	1	6	-
		② (旧交納付金法附則第19項)	-	-	-	-
		③ (旧交納付金法附則第20項)	-	-	-	-
	旧第18項 (家畜排せつ物管理施設)	1,361,122	2	3	907,414	
		128,337	3	4	96,253	
	旧第19項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	-	1	2	-	
	旧第20項 (水力発電施設の魚道)	-	2	3	-	
	旧第20項 (電気通信信頼性向上設備)	13,441,566	5	6	11,200,588	
		1,641,621	4	5	1,313,291	
	旧第20項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	-	1	3	-	
		-	2	3	-	
	旧第21項 (共同研究施設)	-	1	2	-	
		2,016	3	4	1,512	
	旧第26項 (バリアフリー化改良工事)	311,104	2	3	207,402	
	旧第28項 (障害発生防止電気通信設備)	752,574	5	6	627,145	
	旧第28項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	3	4	-	
	旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	-	-	-	-	
	旧第29項 (公共アプリ導入促進設備)	4,680	2	3	3,123	
		120,735	3	4	90,551	
	旧第31項 (牛処理衛生設備)	226,043	1	2	113,021	
旧第32項 (ICカードを利用するための機械)	81,536	4	5	65,228		
旧第34項 (事業用太陽光発電設備)	7,592,165	2	3	5,061,456		
旧第36項 (公共荷さばき施設)	-	1	2	-		
	1,030,829	1	2	515,414		
旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	7,725,849	1	4	1,931,463		
	840,565	3	4	630,423		
旧第37項 (次世代通信網構築設備)	2,578,544	4	5	2,062,837		
	7,835	2	3	5,223		
旧第39項 (テレワーク電気通信設備)	-	2	3	-		
旧第45項 (地下駅火災対策)	-	2	3	-		
旧第46項 (地下浸水対策)	-	2	3	-		
旧第54項 (鉄道再生事業)	-	1	4	-		
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第1項	① (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	3	-
		① (三島特例)	895,955	1	2	447,980
		② (新線構築物)	-	1	6	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	12	-
		④ (新造車両)	-	1	6	-
		⑤ (新幹線鉄道用資産)	-	1	4	-
		⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	3	-
		⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	12	-
		⑧ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	6	-
		⑨ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	12	-
第2項	⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	36	-	
	⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	18	-	
第3項	⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	72	-	
	⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	36	-	
第4項	⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	16	-	
	⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	20	-	

(その6) (単位:千円)

区 分			決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額	
法附則第十五条の二	第 2 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1 6	-
			-	1 3	-	
			-	1 12	-	
			-	5 12	-	
			-	1 6	-	
			-	3 8	-	
法五附則第十三条の二	第 1 項	承継と納法の特三旧付と乗	① (承継特例)	35,230	3 5	21,144
			② (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-
			③ (三島特例)	-	3 10	-
			④ (三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-
			旧第2項 (基盤整備事業)	4,549	-	2,274
			旧第2項 (三宅村特例)	-	1 2	-
法附則第二十六条の二	第 5 項	能登半島地震特例	旧第5項 (能登半島地震特例)	-	1 2	-
			旧第7項 (新潟県中越沖地震特例)	21,764	1 2	10,882
			旧第11項 (立体交差化施設)	-	1 3	-
			旧第14項 (新潟県中越地震特例)	481	1 2	241
法附則第二十六条の二	第 12 項	東日本大震災・津波被災	第12項 (東日本大震災・津波被災)	85,361,658	1 2	42,680,826
			第15項 (東日本大震災・居住困難区域)	615,347	1 2	307,673
法附則第五十六条の二	第 4 項	第3項法附則第五十六条との連乗	② (被災代替鉄道施設等)	10,979	1 3	3,660
			① (被災特定地方交通線)	-	1 4	-
			② (新線構築物)	-	1 12	-
			-	1 6	-	
			③ (新線立体交差化施設)	-	1 24	-
			-	1 12	-	
			-	1 24	-	
			-	1 6	-	
			-	5 24	-	
			-	3 20	-	
合 計			1,490,508,172	-	667,670,205	

(4) 町 村 計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	450,304	1	3	150,101
		(変電所・電気事業用)	358,786	2	3	239,192
第 2 項		(新線構築物)	83,328	3	4	62,496
		(新線立体交差化施設)	2,735	3	5	1,641
第 3 項		(新線構築物)	-	1	3	-
		(新線立体交差化施設)	5,271,423	2	3	-
第 4 項		(新線立体交差化施設)	-	1	6	878,571
		(ガス事業用資産)	-	1	3	-
第 5 項		(ガス事業用資産)	5,577,292	1	3	1,859,187
		(農業協同組合等共同利用設備)	2,879,806	2	3	1,919,953
第 6 項		(外航船舶)	15,342,049	1	2	7,671,011
		(準外航船舶)	6,282,284	1	6	1,047,047
第 7 項		(内航船舶)	1,552,445	1	4	388,111
		(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	42,400,045	1	2	21,193,749
第 8 項		(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	169,268	1	6	28,211
		(国際路線用航空機)	-	1	5	-
第 9 項		(国際路線用航空機)	-	2	15	-
		(離島路線用航空機)	-	1	10	-
第 10 項		(離島路線用航空機)	-	1	3	-
		(小型離島航空機)	-	2	3	-
第 11 項		(小型離島航空機)	-	1	4	-
		(日本放送協会)	22,456,820	1	2	11,228,388
第 12 項		(日本放送協会)	18,557,556	1	3	6,185,841
		(日本原子力開発機構)	11,876,592	2	3	7,917,709
第 13 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-
		①(青函・本四 鉄道施設)	-	1	3	-
第 14 項		②(青函・本四 新線構築物)	-	1	6	-
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	-	1	18	-
第 15 項		④(青函・本四 変・送電用資産)	-	1	9	-
		(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	36	-
第 16 項		(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	18	-
		(宇宙航空研究開発機構)	-	1	8	-
第 17 項		(宇宙航空研究開発機構)	-	1	10	-
		(海洋研究開発機構)	-	1	6	-
第 18 項		(海洋研究開発機構)	-	2	3	-
		(熱供給事業用資産)	5,441,170	1	3	1,813,722
第 19 項		(熱供給事業用資産)	1,572,137	2	3	1,048,089
		(水資源機構)	-	1	3	-
第 20 項		(水資源機構)	-	1	3	-
		①(特定地方交通線)	1,858,292	2	3	-
第 21 項		②(新線構築物)	30,118	1	3	619,430
		③(新線立体交差化施設)	36,820,955	2	3	20,078
第 22 項		(新線立体交差化施設)	115,154	1	2	18,410,476
		(特定地方交通線)	-	3	4	86,366
第 23 項		(特定地方交通線)	-	1	4	-
		(新線構築物)	-	1	12	-
第 24 項		(新線構築物)	-	1	6	-
		(新線立体交差化施設)	-	1	24	-
第 25 項		(新線立体交差化施設)	-	1	12	-
			-	1	12	-

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-
第	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	2,626,538	-	1	6	-
	第 22 項 (科学技術振興機構)	213,082	-	5	24	-
	第 24 項 (関西国際空港株)	399,512	-	3	16	-
	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	27,954,361	-	3	20	-
	第 26 項 (信用協同組合等)	-	1	3	875,512	
	第 27 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	2	3	142,054	
	第 28 項 (中部国際空港株)	-	1	2	199,755	
	第 29 項 (外国貿易用コンテナ)	-	1	2	13,977,181	
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	-	1	4	-	
	旧第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	23,664	2	3	15,776	
三	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	4,280	4	5	3,424	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	-	1	2	-	
	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	-	1	3	-	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	-	1	3	-	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	-	1	6	-	
	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	-	1	2	-	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	-	1	3	-	
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	-	1	6	-	
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	-	1	3	-	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	-	3	4	-	
百	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	682	1	6	227	
	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	25,163	1	6	4,194	
	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	-	1	2	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	6	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	3,252	1	2	542	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	9,502	1	2	4,752	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	2	3	-	
	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	-	1	6	-	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	11,180	1	3	3,726	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	2,623	1	6	437	
旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	4,681	1	2	2,341		
十	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	-	1	3	-	
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	-	1	6	-	
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	-	1	2	-	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	-	1	3	-	
	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	-	1	6	-	
	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	-	1	2	-	
	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	-	1	3	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	6	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	50,399	1	3	16,799	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	2,886	1	6	480	
九	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	42,383	1	2	21,192	
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	-	1	3	-	
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	-	2	3	-	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	-	1	6	-	
	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	-	1	3	-	
	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	-	3	4	-	
	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	-	5	6	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	3	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	682	1	6	227	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	25,163	1	6	4,194	
条	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	-	1	2	-	
	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	-	1	6	-	
	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	-	1	3	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	2	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	3,252	1	6	542	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	9,502	1	2	4,752	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	2	3	-	
	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	-	1	6	-	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	11,180	1	3	3,726	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	2,623	1	6	437	
旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	4,681	1	2	2,341		
の	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	-	1	3	-	
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	-	1	6	-	
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	-	1	2	-	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	-	1	3	-	
	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	-	1	6	-	
	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	-	1	2	-	
	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	-	1	3	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	6	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	50,399	1	3	16,799	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	2,886	1	6	480	
三	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	42,383	1	2	21,192	
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	-	1	3	-	
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	-	2	3	-	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	-	1	6	-	
	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	-	1	3	-	
	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	-	3	4	-	
	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	-	5	6	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	3	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	682	1	6	227	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	25,163	1	6	4,194	

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (倉庫等)	2,625	1	2	1,313
		169,303	3	4	126,976
		-	5	6	-
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	-	7	8	-
		28,670,328	1	6	4,778,119
		12,359,066	1	3	4,119,660
		422,408	2	3	281,605
		13,610,889	1	2	6,805,362
		1,020,217	3	4	765,163
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6,450	-	-	4,838
	第 3 項 (国内路線用航空機)	11,249	2	3	7,500
		-	2	5	-
	第 5 項 (沖縄電力(株) 変・送電用資産)	-	2	3	-
		-	2	9	-
		-	4	9	-
第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	-	2	5	-	
	-	1	2	-	
第 7 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	-	2	3	-	
	-	3	4	-	
第 8 項 (高度テレビジョン放送施設)	6,244,211	3	4	4,683,160	
	403,944	2	3	269,331	
	16,060,768	1	2	8,030,345	
第 9 項 (雨水貯留浸透施設)	162,784	4	5	130,230	
	-	1	2	-	
	-	2	3	-	
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	-	-	-	-	
第 10 項 (低公害車燃料等供給施設)	5,694	2	3	3,795	
第 11 項 (国際船舶)	-	1	18	-	
第 12 項 (河川事業鉄軌道用資産)	① (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	2	-
	② (新線構築物)	-	1	6	-
	-	1	3	-	
	③ (立体交差化施設)	-	1	12	-
	-	1	6	-	
	-	1	12	-	
第 12 項 (河川事業鉄軌道用資産)	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-
	-	1	3	-	
	-	5	12	-	
	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	3	8	-
第 12 項 (河川事業鉄軌道用資産)	-	5	12	-	
	-	3	8	-	
第 12 項 (河川事業鉄軌道用資産)	-	3	8	-	
	-	3	10	-	
	⑥ (変・送電用資産)	-	3	10	-
第 13 項 (鉄道車両安全向上設備)	-	1	2	-	
	-	1	4	-	
	-	1	3	-	
第 14 項 (低床車両)	-	1	4	-	
	-	1	3	-	
第 15 項 (新造車両)	1,345	1	2	673	
	-	2	3	-	
	-	3	5	-	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 16 項 (PFI 公共施設)	60,202	1	2	30,101
	第 17 項 (都市利便施設)	-	1	2	-
	第 18 項 (成田国際空港(株))	-	3	5	-
	第 19 項 (国立大学校舎)	971,074	4	5	776,859
	第 20 項 (スーパー中核港湾)	-	1	2	-
附	第 21 項 (都市鉄道利便増進施設)	-	2	3	-
	第 22 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	1,573,741	1	2	786,871
	第 23 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	-	3	5	-
	第 24 項 (鉄道事業再構築事業)	5,054,217	1	4	3,032,572
	第 25 項 (バイオ燃料製造設備)	-	1	2	-
	第 27 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	124,550	1	2	62,275
	第 28 項 (特定特殊自動車)	-	3	5	-
	第 29 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	37,120	1	2	22,272
	第 30 項 (津波対策に資する港湾施設等)	-	2	3	-
	第 32 項 (津波避難施設等)	-	1	2	-
第	第 33 項 (移動等円滑化のための設備)	-	1	2	-
	第 34 項 (再生可能エネルギー発電設備)	-	2	3	-
	旧 第 3 項 (公害防止設備)	4,297,891	2	3	2,865,167
		1,836,715	1	3	612,237
		8,529	2	3	5,686
		169,037	1	2	84,519
		-	3	4	-
		211,512	1	3	70,503
		4,373	1	2	2,186
		111,705	3	5	67,023
十	旧 第 6 項 (公害防止優良更新施設)	6,012	1	2	3,006
	旧 第 6 項 (緑化施設)	-	2	3	-
		-	1	2	-
		-	1	3	-
	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	473,951	2	3	315,967
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	268	5	6	223
		-	2	3	-
		12,520	2	3	8,346
	旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	158,550	3	4	118,914
		12,513	4	5	10,011
五	旧第 12 項 (鉄道駅総合改善事業)	-	5	6	-
	旧第 14 項 (旧国際電信電話(株))	-	3	4	-
		-	3	5	-
		-	1	2	-
	旧第 15 項 (地方卸売市場)	-	4	5	-
条		-	3	4	-
		-	1	2	-
		-	2	3	-
	旧第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	868	2	3	578
	39,527	4	5	31,621	
旧第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	239,470	4	5	191,576	

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条	旧第17項	① (立体交差化施設)	-	1	6	-
		② (旧交納付金法附則第19項)	-	-	-	-
		③ (旧交納付金法附則第20項)	-	-	-	-
	旧第18項 (家畜排せつ物管理施設)	1,106,842	2	3	737,897	
		125,558	3	4	94,169	
	旧第19項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	-	1	2	-	
	旧第20項 (水力発電施設の魚道)	-	2	3	-	
	旧第20項 (電気通信信頼性向上設備)	3,091,179	5	6	2,575,648	
		155,287	4	5	124,224	
	旧第20項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	-	1	3	-	
		-	2	3	-	
	旧第21項 (共同研究施設)	-	1	2	-	
		-	3	4	-	
	旧第26項 (バリアフリー化改良工事)	45,759	2	3	30,506	
	旧第28項 (障害発生防止電気通信設備)	70,927	5	6	59,098	
	旧第28項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	3	4	-	
	旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	-	-	-	-	
	旧第29項 (公共アプリ導入促進設備)	-	2	3	-	
		-	3	4	-	
	旧第31項 (牛処理衛生設備)	58,906	1	2	29,453	
旧第32項 (ICカードを利用するための機械)	534	4	5	428		
旧第34項 (事業用太陽光発電設備)	2,845,870	2	3	1,897,242		
旧第36項 (公共荷さばき施設)	-	1	2	-		
	2,575	1	2	1,287		
旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	455,200	1	4	113,800		
	181,980	3	4	136,484		
旧第37項 (次世代通信網構築設備)	63,618	4	5	50,892		
	-	2	3	-		
旧第39項 (テレワーク電気通信設備)	-	2	3	-		
旧第45項 (地下駅火災対策)	-	2	3	-		
旧第46項 (地下浸水対策)	-	2	3	-		
旧第54項 (鉄道再生事業)	-	1	4	-		
法 附 則 第 十 五 条 の 二 十 二 項	第1項 ① (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	3	-	
		2,160,098	1	2	1,080,045	
	三九 島 特 例 三 と 法 第 三 百 四 十 乗	① (三島特例)	-	1	6	-
		② (新線構築物)	-	1	3	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	12	-
		④ (新造車両)	-	1	6	-
		⑤ (新造車両)	-	1	4	-
		⑥ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	3	-
		⑦ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	12	-
		⑧ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	6	-
⑨ (青函・本四 新線構築物)	-	1	36	-		
⑩ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	18	-		
⑪ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	72	-		
⑫ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	36	-		
⑬ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	16	-		
⑭ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	20	-		

(その6) (単位:千円)

区 分			決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法附則第十五条の二	第 2 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-
			-	-	1	3	-
			-	-	1	12	-
			-	-	5	12	-
			-	-	1	6	-
			-	-	3	8	-
			-	-	5	12	-
			-	-	3	10	-
			-	-	3	8	-
			-	-	-	-	-
法五附則第十三条の二	第 1 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	① (承継特例)	4,913	3	5	2,947
			② (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-	-
			③ (三島特例)	-	3	10	-
			④ (三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-	-
旧法附則第二十六条の二	第 2 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	(基盤整備事業)	-	-	-	-
			(三宅村特例)	-	1	2	-
			(能登半島地震特例)	-	1	2	-
			(新潟県中越沖地震特例)	998	1	2	499
			(立体交差化施設)	-	1	3	-
			(新潟県中越地震特例)	-	1	2	-
法附則第五十六条	第 12 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	(東日本大震災・津波被災)	33,506,269	1	2	16,752,973
			(東日本大震災・居住困難区域)	-	1	2	-
法附則第五十六条の二	第 4 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	② (被災代替鉄道施設等)	-	1	3	-
			① (被災特定地方交通線)	-	1	4	-
			② (新線構築物)	-	1	12	-
			-	-	1	6	-
			③ (新線立体交差化施設)	-	1	24	-
			-	-	1	12	-
			-	-	1	24	-
			④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	12	-
			-	-	1	6	-
			-	-	5	24	-
-	-	-	-	-			
-	-	⑤ (変・送電用資産)	-	3	20	-	
合 計			348,932,844	-	-	160,848,712	